

葛城市の水道水に関する 調査特別委員会

令和6年1月16日

葛城市議会

開 会 午後1時30分

杉本委員長 ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しておりますので、これより葛城市の水道水に関する調査特別委員会を開会いたします。

皆様、こんにちは。葛城市の水道水に関する調査特別委員会、本日、1回目の委員会となっております。あえて委員会にしておりますので、皆様の活発な意見と、葛城市の水のことですので、今後、さらなる未来のことも踏まえまして、しっかりと皆様と議論できたらなと思っております。本日は課題をメインに考えておρισまして、理事者のほうは呼んでおりませんので、委員の中で課題について話し合っただけいただければなと思ひます。よろしくお願ひいたします。

委員外議員の紹介をさせていただきます。柴田議員、横井議員。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願ひいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきお願ひいたします。

マスクの着用については、個人の意思に委ねられています。着用したままの発言についても認めておりますので、ご了承をお願ひいたします。

発言につきましては、簡単明瞭にさせていただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようよろしくお願ひいたします。

それでは、調査案件に移ります。

お配りしている次第には、今後の課題とスケジュールというふうに書いているんですけども、ちょっと私の独断で申し訳ないんですが、本日は今後の課題だけ。スケジュールに関しては今日はちょっと話し合えないかなと思ひますので、今後の課題をメインにやっていきたいと思ひます。

それでは、調査案件（1）今後の課題を議題といたします。

本件につきましては、令和5年12月定例会で私が葛城市の水道水の水質について一般質問をいたしました。トリクロロ酢酸が水質基準値を超えたこと、残留塩素が検出されなかったことが過去にあったにもかかわらず一切公表されなかったこと、また、葛城市にとって重要な選択を迫られていました県域水道一体化調査特別委員会が設置されているのにもかかわらず、このような重要な事象について報告はございませんでした。その後、厚生文教常任委員会の調査案件で、理事者側にこれらのことについて報告を求めた中で、最初の検査では基準値を超えていたが、再検査をした結果は全て基準値以内である、また、トリクロロ酢酸を少し摂取しても人体には影響ないということで公表はしなかった。また、ホームページに水質検査の結果を公表していたが、本来、基準値を超えた1回目の検査結果を公表する必要があったにもかかわらず、再検査の結果のみを掲載していたことが発覚いたしました。また、このことについて、水道事業の最高責任者である市長に対して、最後に基準値を超えた後の再検査の結果が出るまで一連の報告がなかったということも発覚いたしました。トリクロロ酢酸について、摂取量が少ないということで軽く考えていたのか、基準値を超えたことが3回

もあったにもかかわらず、原因追及と根本的な対処ができていなかったことや、組織の連絡体制に問題があったことを議会として大きな問題と捉えたため、取り急ぎ葛城市の水道水について安全性を確保すること、今後、単独経営を選択した水道事業について、安定供給を目指すに当たり、水道ビジョンの策定の段階から議会が逐次関わる必要があると判断したことから、本特別委員会が設置されるに至りました。本日は設置後初めての委員会でございますので、本委員会で今後調査すべき課題を皆様にご検討願いたいと思います。

それでは、今後の課題について皆様のご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。
西川委員。

西川委員 皆さん、お疲れさまです。1回目の葛城市の水道水に関する調査特別委員会ということで、今までずっと、前の県域水道一体化調査特別委員会から、ほんで、厚生文教常任委員会に移って、今、この特別委員会が出されたわけなんですけど、今、課題点というのは、前、この調査報告書にもある、8つ課題があったと思うんですけど、浄水場等の施設、自己水源の確保、管路更新、水質の向上、職員の養成・人材確保、災害時の協力体制、新たな水道ビジョンの作成、また、奈良県、今、企業団ですね、奈良県広域水道企業団の動向をうかがいながら将来的にどうしていくかということを検討すると。この8つ、申し送りを厚生文教常任委員会のほうにされていると思うんですけど、この特別委員会では、その8つのうち、例えば、今、水質のことから特別委員会を設置しようというふうな流れになったと思うんですけど、この8つのうちからどれかこの特別委員会ではピックアップをして、それか、また新たな課題点を見つけるのかということはどうするのかと思うんです。僕はこの8つ全部していかんのかなんのかなと思っているんです。だから、その辺を、僕の考えとしては、この8つ全てやっていく方向でこの特別委員会は動いていかなあかんのかな。水道ビジョンをつくるに当たっても全部これは含まれてくると思うんですよ。僕の意見としては、この8つ全て課題点として取り上げていかなあかんことかなというふうに思っております。

以上です。

杉本委員長 ありがとうございます。おっしゃるとおりやと思ひまして、柱になるのは8つなのかなと僕も思ひまして。ただ、ちょっと順番的に、僕の一般質問があつて、基準値をオーバーした水が流れていたと。人体に影響はないというふうな答弁をもらつてはいますけども、やっぱり基準値を超えたら駄目でしょうと。ほんで、具体的にこれをどう解決、監視していくかというのをやっていきたいなと思ひまして。今、西川委員がおっしゃつた意見も取り入れながら、皆さんの意見を今日一通りお聞きして、ちょっと正副委員長で。優先順位というものもあると思うので、スケジュールもありますし、トリクロロ酢酸も、回数を増やすから、次の調査結果も我々はもう聞かなあかん立場にあると思うので、そういう具体的なことも今日決められたらなと思ひています。

ほかにございませつか。

吉村委員。

吉村委員 どうぞよろしくお願ひいたします。今回、杉本委員長の一般質問から始まつた、特に水質についてのことで、前回は県域水道一体化についての調査特別委員会であつたわけですが、

今回はタイトルを変えて、葛城市の水道水に関する調査特別委員会ということで。その水質ということについては、特に市民の方が、この前の県域水道一体化のときもそうだったんですが、議論の中で、値段のこともさることながら、やっぱり安心・安全というふうなことを皆さんは思っているという中で、特に今回は、安全のことについては、日本の基準というのは結構厳しい基準がついていますので、即健康に何か被害が出るというふうなことは考えづらいんですが、安心という部分については、これは大きな問題であろうかなと思います。

それで、私は、課題は2つあるかなというふうに思います。

まず1つは、今のトリクロロ酢酸の基準なんですけど、1リットルの中に、0.03ミリグラムを超えてはいけませんよというふうなことなんですけど、これは平成27年4月1日からの基準であって、それまでは0.2ミリグラムやったわけです。厳しくなったわけですね。それ以降に、私ちょっと葛城市のホームページを見ていて、基準値をオーバーしたときがあったかなというのを見ていましたら、平成28年10月にトリクロロ酢酸がオーバーしているというのはホームページで公開されていました。そうやってきますと、この前の市政ニュースでは、令和元年から令和5年に実施した中でオーバーしたにもかかわらず再検査のみ載せていましたという話がありましたので、少なくとも、市の発表は令和元年からという話なんですけど、この基準が変わった平成27年4月1日までは遡った上で、この間の調査はどうなっていたのかというふうなことについては、この検証は我々の委員会でする必要があるんじゃないかな、現状認識をする必要があるんじゃないかなというのが、これが1つの課題だと思います。

それから、もう一つの課題は、やはり、皆さん、毎日毎日飲むわけですから、これを少しでも安全なものにしなければいけないという中で、いわゆるこのトリクロロ酢酸というものは、今回、自然由来であるというふうなことを言われています。これについては、除去する技術は既に確立されているわけですから、活性炭の投入とか、そういうことについて我々としても早いこと要望していかなくちゃいけないし、こういうことの調査・研究といいますか、そして提言も含めて、これもやらなければいけないかなというふうに思います。

以上、1つが過去の経緯の再検証というのと、それから、改善の提言も含めて、そういったことの研究というか、そういったこと、この2つの課題をやる必要があるかなというふうに考えております。

以上です。

杉本委員長 ありがとうございます。

梨本委員。

梨本委員 よろしくお願ひいたします。

私も、西川委員がおっしゃられたように、この8つの項目を全部やっていかんとあかんとするのは当然やと思います。ただ、今回、委員長がおっしゃられるように、まずはこのトリクロロ酢酸の基準に関してしっかりと調査を進めるということが必要かなと思っております。

その観点から、まずは、先ほどの吉村委員の意見と重なるんですけども、平成27年から基準が0.2ミリグラムから0.03ミリグラムに厳しくなった。その間、資料として我々議会に

いただいているのは令和元年からの分なんですけれども、これ以外に、平成27年以降、どれだけの頻度で、どれだけの回数、どれだけの場所でこういった問題が起きていたのかということ、きちっと整理する必要があると思うんです。ですので、そういった資料等も踏まえて、それは担当の水道部局で当然認識していないといけない問題であると思っていますので、そういった資料をまず提示していただいて、現状認識を正しくしていくということがまず1点目、大事なことかなというふうに考えております。

2つ目は、それを踏まえた上で、その間、先ほど吉村委員からも平成28年にもそういったことがあったということ、今聞かされて、私もいろいろ独自で調べている中で過去からそういうことがあったということは認識しているわけなんですけれども、では、今、令和6年に至って、その間どんな対応を取ってこられたのか。例えば、前回の厚生文教常任委員会の中での答弁では、異常値が出たらその時点で市長にも報告していますと。塩素濃度を下げたり、水の滞留時間を下げたりなどの対策をしていますというような答弁をいただいているわけですよ。市長への報告に関しては、ちょっとこれは後でもう一回あれしますけれども、塩素濃度を下げたりとか水の滞留時間を下げたりということ、この間、平成27年から、今、令和6年ですから、約8年から9年ぐらいかかっているわけですよ。これをやって、まだ昨年出ているということに対して、では、それは効果があったのかという検証をどこまでやっているのかということなんです。ですので、実際にこの間取ってこられた対策、それとその効果、そういったものも含めて、塩素濃度を下げるといのは、どの程度下げられたのか。そういう工夫をどんどん重ねながら、まだこのトリクロロ酢酸が基準値を超えているということであるのか、それとも、通り一遍の対策をされているのか。私からすると、2回目の検査で正常値が出ているというのもちょっと気持ち悪いですよ。1回目が基準オーバーしている、2回目で下がっているというのも気持ち悪いので、その間取られた対策、それを事細かに、やはり一度ご説明いただく必要があるのかなというふうに考えております。

3点目は、これは市長が一昨年、令和4年12月16日の市長表明の中で、従来どおりに身近な場所からきめ細やかな住民サービスを今後も続けていきたいという思いというふうにおっしゃっているんですね。これは私も賛同します。当然、市内で、市の部局がやるわけですから、すぐにやはりきめ細かな対応ができると。ただ、今回のこの基準値のオーバーに関しては、これと全く逆のことが起こっていると私は思うんです。きめ細やかな対応ができていないというふうに私は考えていますので、例えば、こういった基準値がオーバーした場合に、では、どういう手続を取っていくのかということに関して、全く我々に説明がないわけですよ。地域水道一体化調査特別委員会を開催していながらそういった報告もなかった。厚生文教常任委員会での報告もなかった。地元区長に対する報告もなかった。住民に対する発表もない。こういうことを、これで本当にきめ細かな対応と言えるのかというふうに、私は、ここに関しては非常に憤りを感じています。特に公園内で飲み水でそういうものが発生していて、もし子どもたちがそれを口にしたら、やはり私は、市民の立場として非常にそこに関しては問題が大きいかと思えます。ですので、すぐに止める対応であるとか、もしくはホームページで、健康に被害はないかもしれないけど、口にされる場合は、できるだけ煮沸を

して飲むようにしばらくの間してくださいとか、そういったことがあってしかるべきかなというふうに思いますので、今後こういった基準値がオーバーした際に、どういう対応を取っていかれるのかということ、やはり行政のほうでしっかりと決めて、その手順をつくっていただいて、それをしっかりと市民に周知していくことをやっていただきたいなというふうに思っていますので、その辺りの考え方をぜひこの調査の中で課題としてやっていただきたいなと思っています。

以上3点です。

杉本委員長 1点目の資料に関しては僕もちょっと引っかかかっていまして、トリクロロ酢酸はたまたま僕が資料をゲットしたからあれなんです、ほかのやつは大丈夫なのかという問題があると思うんです。その辺も、一旦、この委員会がせっかくできたんですから、本当に葛城市の水道水の水質というのは、どれぐらいの位置と言ったら悪いんですけども、ぶっちゃけ、今の段階では、引っかかっても1回目は公表されていないわけですよ。言うたら、見つけられなかったわけじゃないですか、僕らは。その辺も踏まえて資料請求は必要なのかなと思います。と思っています、僕は。取りあえず、ありがとうございます。

ほかにございませんか。

松林委員。

松林委員 私は、8つの課題、これは当然やっていくべきやと、調査していくべきやと思うんですけども、取りあえず、杉本委員長が出されたトリクロロ酢酸がオーバーしていたという、この部分についてはやっぱり急いで手を打っていただかなければならないかなと思うんです。この前の市長の答弁では、専門家の意見も聞きながら対策。対策はあるんやでと言うてはりましたけども、そこらは、専門家に任せっきりでもいいんですけども、そのエビデンス、何でこういうことが起きるのかという、そういう部分もしっかりとご説明をいただきたい。その根拠ですね。なぜトリクロロ酢酸の数値を下げることができるのかという、その根拠もしっかりと示してほしいと。その根拠も示していただいて、それと同時に、あと、8つの課題に対してもしっかりと監視をしていくという、こういうことが大事かなと私は思います。

杉本委員長 そうですね。ちょっと一旦、現状の説明と対応、例えばトリクロロ酢酸が出たら、県水を混ぜて薄めているという状態やと思うんですね、今。あと、残留塩素を薄くして反応させないという方法でやられていると思うんですけど、ほんまは、ほんまに細かく1回1回ちゃんと説明していただいて、今どうなっているのかというのは必要なかなと思っていまして。

ほんで、この前のどこかの委員会で梨本委員と市長とのやり取りが面白かったんですけど、「トリクロロ酢酸はなくせます」「じゃ、なくしてくださいよ」と。そのなくす方法を今のうちから、至急に、松林委員がおっしゃるみたいに、先に説明していただかないと駄目かなと思いますね。

ほかにございませんか。

増田委員。

増田委員 委員長から、トリクロロ酢酸に関して、まず重要、緊急性を要するというので、この委員会のメインテーマといいますか、すぐに取りかかるべき課題やというふうなご説明がござ

いましたけど、まさしく、基準値をオーバーするという、大変市民にとっては、料金よりも何よりも安全性という問題、これが一番議会としても重要視するべきやというのは私も同感でございます。

ただ、ビジョンの作成の中で、今、トリクロロ酢酸が高濃度になっている原因の解決の1つの方法が次のビジョンの中に出てくるのかなと。先ほど冒頭に西川委員がおっしゃったように浄水場の設備不足、今どき、活性炭を入れない浄水場なんてあり得ないんですよね。それを、いまだにそういうため池的な浄水場機能しか発揮をされていないということに一番の原因があるのかなというふうに私は思います。

それと、以前に、3年前ですか、2年前ですね、竹内浄水場で藻が発生して異臭の苦情が来たというのと、このトリクロロ酢酸の濃度が基準値をオーバーしたというのと、ほぼ変わらん原因であるというふうに私は分析しています。というのは、ため池に水をためて、原水としては、人家のない上流からの取水ですので、非常にきれいな水やというのは保証済みやと私は認識しているんですけど、それをためている池の底に何があるかということを再三私も指摘はしているんですけども、藻のときもそれを指摘しています。それをやっぱりちゃんと真摯に受け止めて、これを取り除くべきやという専門家の知識も聞きながら、私の話が信用できへんかったら、そんなことも調査していただいて、早急に専門的な知識で解決に向けての行動を起こしていただきたいなど。

杉本委員長がこれの一般質問をされてから1か月たっているの、私がもし責任者であれば、やっぱりいても立ってもいられないような心境になると思うので、その辺のところ、きちっと報告せんかった問題指摘とかは置いておいて、早く原因を突き止める対策を講じるということにかかっていたいただきたいなというのがこの委員、ほとんどの方の思いやと思うので、まずそれかなというふうに思います。

先ほどの塩素濃度を下げて、右と左、こっちの個体とこっちの個体をかけたらトリクロロ酢酸が結晶化するという、恐らくそういう問題やと思うんですけど。塩素を下げてしまうと、肝腎の殺菌効果が低下するので、またそれはそれで塩素効果というのも薄れるので、ぎりぎりの線で塩素は投入されていると思うので、やっぱり、もう一つ、吉村委員がおっしゃっている天然由来のもう一方の原因要素を早く取り除いていただく手だてを講じていただきたいというのは、私、現段階での思いでございますので、よろしくお願いします。

杉本委員長 ありがとうございます。今おっしゃるとおりで、もう1か月間、ちょっと、今日に至って、まだ理事者の方を呼んでいないのは、あんまり早過ぎても答えが返ってこない。この委員会で、今の増田委員の意見はほんまにそのとおりで、それをちょっと投げて、次、早急に答えを出せるようにというのは僕も考えておりますので、しっかりと言うておきます。だから、次の委員会も早いかわからないですし、ちょっと時間がかかるかわからないですけども、ご了承をお願いします。

ほかに。

西川委員。

西川委員 ちょっと僕のほうでさっき8個の課題と言うてるんですけど、この委員会が閉じるときの

ことというのを。というか、何をもって最後の、この特別委員会が終わるというのは、僕、例えば、この水道、これでもう完璧やと。先ほどの、やっぱり、もちろん水質の検査、今後の対応とかというのはもちろんその1つの過程の中やと思うんですけど、この特別委員会が最終どこまで。例えば浄水場の施設をこういうふうに改修していきますよとか、例えば活性炭の話もそうですし、管路更新に例えばどれだけのお金がかかっていって、どれぐらいのあれやと。それって全部水道ビジョンのところに反映されるはずなんですよね。だから、そこまでこの特別委員会がちゃんと見やなあかんのかなというのは思っています。そやから、僕としたら、1つ、取り急ぎはもちろん水質の話から始まっていますので、そこをきっちりとまず解決していって、この特別委員会は水道ビジョンをきっちり最後まで見ていくような中で、そこに全部集約されるんじゃないかなというふうに思っていますので、そこまで1つの区切りなのかなというふうに思っています。だから、ずっとふわっとしているのが、この特別委員会は一体どこで閉めやなあかんのかということに関して、僕はこのビジョンの策定が出来上がったときなのかなというふうなところで思っております。それが全部、この8つの課題というのがそうなのかもしれませんけど。

以上が意見なんですけど。

杉本委員長 おっしゃるとおり、その閉め方というのは、僕は、この委員会はだいぶ長いと思っていて、ここまで来ちゃったら、葛城市の水道、言い方は悪いですけども、水道、今後大丈夫なのかということのをしっかり議会として監視機能として見ていかなあかんなど思っていて。ぶっちゃけて言いますと、閉じ方は全く見えていないです、僕。だいぶ長く、きっちりまともって、安心できると確信できるまでかなと僕は思っているんですね、勝手に。なぜなら、その基準値を超えたときは、僕らは分からなくて、見れなかった。言い方は悪いですけども、隠していたように見えているんですね、僕は。そういう現状がないところまではしっかり見ていかなあかんのかなと思っているんで、その閉じ方については今後考えていきたいと思えますけども、西川委員がおっしゃるとおり、広い目線で見たらあの8個やと思います。それは全部きっちりやっついこうとは思っていますので。

ほかにございませんか。

奥本副委員長。

奥本副委員長 今の西川委員の話と若干かぶるんですけども、これが、特別委員会が一旦閉じられて、厚生文教常任委員会の所管にまた戻ってきたときに、当時、そのとき私、戻ってくるというところまでは委員長だったわけなんですけど、そのときに副委員長と話をしている中で、厚生文教常任委員会に戻ってきて調査案件にするときに何をテーマとして話し合うべきか、何を柱とするかというところで、実は新たに設定される水道ビジョン、やっぱりこれを検証していく必要があるなというところは話し合っていたんです。その後、ちょっと私は総務建設常任委員会のほうへ移りましたので、今、現委員長のほうに一旦戻って、なおかつ、今、現状の新しい委員会が立ち上がったという経緯なんですけども。

というのは、前回の委員会の、令和5年5月の県域水道一体化調査特別委員会のときに私は質問したんですけども、そもそも、このビジョンのところで私が一番気になっていたの

が、施設の更新に1施設30億円かかる。これが3施設あります。管路の更新には現状2億円しか使えないんですね。それが何年かかるんですかと。それはやっぱり現状の市の面積も、市域もあるけども、これの基本となるのはやっぱり人口です。国立社会保障・人口問題研究所の人口動態で、これは全国津々浦々の自治体が必ずその人口動態をベースに水道ビジョンというのを策定しているんですけども、そのときに私が質問したのは、市長は5万人構想、5万人チャレンジとおっしゃっているけど、どちらが本当なんですかと。最終的に市長の答えとしては、これは国の人口動態に従うというような答えがそのときにあったんですよ。でしたら、それを基に、この新しいビジョンが出てきたときに、一番やっぱり気になるのは、その施設、管路の更新が何年かかって、次の世代にどれだけの負担が申し送りされるのかというところがやっぱり明らかになってくるんです。そこをちょっとはつきりしておかないと。これは多分誰も分からない状況なんです。まずそれをチェックする必要があるなというふうには考えています。

それと、もう一つは、これも梨本委員がさっきおっしゃいましたけども、今回のこの事象は、この特別委員会設置のきっかけとなったところは、情報の共有が行政側でできていないというのが一番問題なんです。要は、現場の持っている情報が市長に上がってきていない。市長は、そんなん聞いていないと。この言葉はおかしいです。組織としてこんなん絶対おかしいんですよ。なおかつ、この議会としての特別委員会は、情報が全部、間違いない、正しい情報が上がってきているという前提であれだけの時間をかけて話し合った。ところが、肝腎のところは何も上がってきていなかった、知らされていなかった。その行政のトップたる市長さえもそれを知らなかった。これはすごい問題です。だから、そのところの行政の組織管理体制とか意思疎通が本当にできているのかということ、これを明らかにしていかなと、これは、はっきり言うて、次上がってくる資料も本当にこれは間違いないのかということ。

杉本委員長 そうです。そこなんです。

奥本副委員長 そうなんです。そこなんです。それが間違いないところをまずただしていくとか、どうしていくかね。方法はいろいろあると思うんですけども。そこをまずはつきりさせて。間違いなくそれは市長も共有している、それを議会も共有するということが出ないと、次の話というのは始まらないのかなという気がします。

杉本委員長 ほんまに副委員長がおっしゃるとおりで、資料の信憑性というのが、僕は、今、かなりなくて、水道ビジョンに関しても、かなり突っ込んで僕らは見ていかんと、いかがなのかなと今、僕は思っているんです。特別委員会をつくっていただいた理由の1つにもなると思うんですけども、ちょっとその信憑性って、例えば、水道ビジョンをつくりただけだけではちょっと任せられへんのかなと僕は思っているので、できれば皆様にご協力をお願いしたい。ほんまに、今、副委員長がおっしゃるとおりで、そこがかなり欠落しているんですよ、今。その辺も次の委員会で、1回、順序立てて問いただしていきたいなと思います。

それでは、藤井本委員。

藤井本委員 皆様のご意見を聞かせていただいて、この前の県域水道一体化調査特別委員会、私も

委員長をさせていただいて、一定の時期、あれはもう閉めなければならないという時期でございましたので閉めました。引き続き単独経営ということを選択しましたので、閉めるときに、新たな特別委員会をつくらなくてはならないということを約束するというのか、お話をさせてもらった上で一旦閉じたところであります。

そういったところから、単独経営の道をこれから葛城市が歩いていくということにおいてこの委員会をつくったわけですから、先ほどから出ているように、長期的には水道ビジョンの、一定の、何というか、最終的なところになろうかと思えますけれども、委員長が言われたように、これは非常に長いものやと思います。葛城市もそうであったと記憶しているんですけども、各市町村においても水道の常任委員会をお持ちのところもございますので、常に監視をしていかなければならない。これだけ水道を議会も監視していかなあかんというところら辺はまず今後においても皆さん方と共有をしていきたいなど、このように考えております。

長期的なところは、水道全体の、ここに8つの項目を前の委員会を閉じるときにやったわけですけども、今、短期的にトリクロロ酢酸が基準値を超えているということが一般質問の中で出てまいりました。これはまた厚生文教常任委員会のほうでも話をしたわけですけども、あまり私自身も分かっていないです。

まず、この調査、検査をした中でこれが出たのは、地域も分かっているわけですよ。新庄地域の、私もそこに住まいしているわけですけども、新庄地域の浄水場の管轄のところを出ているわけです。ただし、それが出たのは、水が流れていって、最終の末端というんですか、ここで検査をすると。では、ここでは出たけども、途中のところは大丈夫なのかどうかというところら辺も私も分かっていないです。こういったところをほんまにしっかりと教えていただかないと、また教えてくれへんのやったら我々が調査しないと、非常に不安なところがあります。

説明によると、夏場に多かったと。夏場に多いんだということの説明でありました。また、末端のところ、いわゆる葛城市の場合、西側の高いところから自然流下によって水が流れていくという、流れるという、いい意味での特性があるわけですけども、葛城市の最後のところの、最後というかな、最終のところ、ここで調査をする。ここで滞留時間が長くなるとトリクロロ酢酸が増える。では、最後のところの水って一体どないしてんのやと。吐き出すところがあるのか、ないのかという、その辺も分かつかないと、説明を受けても、信じる、信じないの問題、分かっていなかったら、我々は専門家じゃないですから、ああ、そうなのかというところで済ませてしまうわけです。だから、滞留時間が長いというなら、それもざっと流していったらいいと思うんですけど、そういったところも知りたいし、では、東のほうでそういう基準値オーバーが出ましたよというものの、中はどうなんだと。ここらは検査しないということですよ。私なりの知り得ている、聞き取りですけど、私が知っている限りでは、水道水を決まったところで、いわゆる末端のところを取って、それを、御所市だったというふうに記憶していますが、御所市の水質検査のほうへ持って行って、そこでいわゆる基準値オーバーが出ているわけですよ。基準値オーバーが出て、その答えが返ってくるので、今度は何らかの対応をしていたと思う。何らかの対応をすれば、誰だってその基準値

をクリアできるようにする。それをどのようにやっていたのかというところら辺も知っておくべきであろうかと思えます。

調査していくのはその辺でいいんですけども、どう考えても、県域水道一体化に入る、入らないのところら辺で本当にこの話が出てこなかったというのは私も残念です。市長は、これは非常にクリアできるねんと、簡単にできるねんということをおっしゃって、先ほども出ていましたけども、それやったら、本当に何年間も続くということがおかしいわけで、また、そういうことを、先ほども副委員長がおっしゃったように、市長が知らなかった。知らなかったんやったら、知らなかったということについては、そこの内部的なところら辺ということも改めてもらわなあかんのやけども、県域水道一体化に入る、入らない、いわゆる水道料金の問題じゃなくて、安全性の問題をどのように考えて単独経営を選択すると。そこで知らなかったというものがあってもかかわらず、そこで選択をされたということについて、この辺ももっと詳しく確認を取っていただきたいなど。これが短期的なところなんです。長期的に言うともういっぱいになるので。

以上でございます。

杉本委員長 今、藤井本委員がおっしゃったみたいに、内情が、今、向こうがおっしゃっても、信じられるか信じられないかはあなた次第みたいなどころがあるんです。例えば、トリクロロ酢酸が0.03ミリグラムを超えたのは末端だけなのか、どこから超えているのか。残留塩素もゼロのところがあるんです。ゼロはあかんじゃないですか。でも、調べた当時は出て、ほんまにそれってあなたが信じるか信じないか。なんです。これ、市議会で、この委員会で水を検査するぐらいのレベルでやっていかんと、僕の中ではまだつじつまがあんまり合っていないので。ほんなら、残留塩素はどこからゼロなのかとかという話になってきて、どこからの水がどうなのかとか、どの管路で、どういうところがあかんのかというのをこの委員会でしっかりと勉強していきたいな。多分、来られて、突っ込むと思うんです。ちょっと理事者側の、僕、さっきも言いましたけど、ちょっとそこは信憑性に欠けるので、独自で、委員会で調べられることがあったらやっていきたいなどは思っていますけどね。

梨本委員。

梨本委員 今の委員各位のご意見も踏まえた上でなんですけれども、もともと水道ビジョン、平成31年3月に1回作成しているわけですよ。今回、県域水道一体化に入らない、単独でいくということで、令和5年度、4月から新たな水道ビジョン策定ということでやっているわけです。理事者側からの資料、ロードマップ、いただいているのを見ていると、4月から現状把握に入って、今、1月ですから、少なくとも現状把握や新規水源開発方策の適用検討であったりとか、基本計画策定業務においては現状の把握、事業の評価・分析、水需要予測とか、もうこの辺りは全部終わっているわけですよ。終わっているということは、では、このトリクロロ酢酸の問題も含めて、どの程度までここで把握されて、次のビジョンに反映されているかというところをきちっと我々の中で説明していただかないと、全くそれが取り込まれていない中で、このまま、これ、水道ビジョンを策定するのが、取りまとめが終わるのが、多分、令和7年度の3月なんですよね。ということは、我々の市議会の役員改選が令和7年10月と

ということですから、新たな議会議員が選出された後に初めて水道ビジョンが策定されるわけですよ。ということは、このビジョンで本当に大丈夫なのかということをも今の議会の中で検証できるのかという話なんですよ。

ですから、その辺りも含めて、今、現状、この新たな水道ビジョンを策定する中で、どこまでそこを踏み込んでやられているのか。かつ、以前の水道ビジョン、これは平成31年につくっているわけですよ。私からすると、何回も何回もつくり直して、どれだけ無駄なことをやっているんだというふうに。そもそも単独でいくんだったら、令和元年も単独でいく計画でビジョンをつくっているわけですから、何でそれであかんねんと。水源の問題もあったということもあるんですけども、そこも踏まえて、しっかりと説明をいただきたいなど。理事者側の、今、現状、この水道ビジョン策定の、コンサルタントですかね、やってもらっている現状をしっかりと報告していただきたいというふうな要望をしたいと思います。

杉本委員長 全く同じで、先ほども言いましたけど、水道ビジョン、で～きたでは駄目やと思うので、今の段で、そのスケジュールも、僕も前に見ましたけども、この段で、その8個の中の、先ほど西川委員が最初におっしゃった8個のことについてもそこで問えると思うんですよ。それで本当に、それが本当の情報なのかどうなのかというのはこれからしっかりとこの委員会で監視していかないと、例えば、ほっておいたらという言い方は悪いですけど、で～きたで見てという話じゃないと僕は思っているの。その辺はしっかりと僕もやろうと思っていますので、お任せあれというところですね。

それでは、川村議長。

川村議長 皆さんのほうから、今、一通りいろんな意見を聞かせていただきました。今回、議長発議ということで、議会が葛城市の水道水に関する調査特別委員会を立ち上げました。これは非常に重要なタイミングであったと思っております。杉本副議長のトリクロロ酢酸問題、これがきっかけということなんですけど、これまで県域水道一体化調査特別委員会をしているときは、水質は県水と同じレベルでですね。ただ、それで、今回うちの浄水場、そして古い管路なんかの復旧をどうしていくかというところの視点だけで議論が交わされて、我々議会は、当然、安全・安心な水、レベルは同じであるという基準で議論をしていたわけです。ところが、それは全く違っていて、その議論の方向性が違っていたと。水質ということになると、本当にあの決断が正しいのか正しくないのかというと、市民に大変我々も申し訳ない。議会にそこまでのデータを出さずにあの決断をされたということになります。

今回、ぜひとも、この水道ビジョンができるまでに議会として政策提言をしていただきたい。これは、今回、私たちが今年目標としている、やはり、執行部にこういった計画をつくれる前に、議会として、今回のこの問題を皮切りに、やっぱりこの8個の項目について、水道ビジョンはあらゆる角度からつくっていかれるわけですから、この間ちょっと示されました、要するに、浄水場をつくる以前の水源、水源地、ここの環境の問題から水質というものがこれから確立されていくわけですから、もちろん、このスケジュール感を見ても、このタイミングでいろいろと政策提言をしていかないと間に合わないと思います。

それを今回、この委員会をスタートに、水質の問題ももちろんそうですけれども、将来、

同じ安心したレベル、県水と同じようなレベルで葛城市が今回の決断に至る、少しでも市民には安い、安価な水道水で、安全な、安心な水を飲めるという、そこに我々の議論を持っていかないと絶対駄目なわけですから、ぜひとも、今回の委員会は、皆さん、しっかりとご検討いただいて、水道ビジョンができましたは、我々の市民さんの声も、市民が安心・安全とする水を我々に負託されているわけですから、そこはしっかりとチェックをしながら、水道ビジョンをつくっていただく。水道ビジョンができたのをチェックするのではなくて、我々の意見をしっかりと踏まえた上で水道ビジョンをつくっていただくという形にぜひともしていただきたいと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。私のほうからは皆さんに対してそういう思いでやっていただきたいというそのお願いでございます。

以上です。

杉本委員長 値段よりも安全が第一なので最短でやらなきゃならないと思いますし、基準値を超えたら駄目なわけなので、まずはそこをきっちりと最優先でやって、今、皆さんがおっしゃったことも全部踏まえて進めていけたらなと思います。

ほかにございませんか。

(発言する者あり)

杉本委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時15分

再 開 午後2時35分

杉本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほかに何かございませんか。

増田委員。

増田委員 先ほどの議長のほうからのご意見もありましたように、やはり議会としてこの水道ビジョン、やっぱり立派な、市民が安心・安全を確保できるようなビジョンを作成していただきたいというのは、議会の思いとしては、この委員会としても重要なことやと思います。このビジョンの策定を、随時この委員会で報告をいただくなど、その都度その都度の意見反映ができるような、そういう進め方を委員長に求めたいと思いますが、よろしくご配慮賜りますように。

杉本委員長 了解いたしました。

ほかにございませんか。

吉村委員。

吉村委員 補足で私も委員長にお願いがあります。新たな水道ビジョン作成に向けて、少なくとも6つの課題というか、それを出すわけですが、その中で、水質の向上というのが一番最初、この委員会の一番最初に当たる部分なんですけど、トリクロロ酢酸というのは、消毒によって、塩素とかを入れることによって生成されるということで、いわゆる消毒副生成物と言われるものの一種だと思うんですが、これは一般的に12項目あると。例えば、トリハロメタンも含めてそうなんですけれども。だから、このトリクロロ酢酸というのはきっかけでありますけれども、先ほども委員長がおっしゃいましたけれども、そのほかの項目に関しても、重要項

目についてはきちんとこの委員会で検討するように、これもお願いをしておきたいなというふうに思います。

杉本委員長 了解いたしました。

ほかにございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 この水質の問題、やっぱり健康に影響するということで大きく捉えなければならない。

これはみんなの思いで、この委員会の立ち上げのきっかけとなったわけです。それが、地域も限定されているというところで、その地域の方自身は、やはり不安というものが非常に高くあろうかと思えます。私のほうにもそういう問合せ等がありまして、この間、新庄健康福祉センターにも行ってまいりました。葛城市で特有の、葛城市で特に多い病気とか、それはそれで出ていましたけども、ここではお話ししないですけども、そういうことに関係あるのかなのか、これは分からないです。これはほかの原因かもわからない。しかし、健康に影響しているということは大きく捉えてですね、ただ、それを、では、我々が把握しようと思うと非常に難しいんですよ。平成27年ですから、先ほど冒頭にあったように、この基準となる、基準値は約10分の1に引下げになると。そう聞くと、やっぱりこれはすごいもののかなというふうにも思えるし、調べてみると、その辺の理解が分かりにくいというものもございませんか。冒頭から、先ほどから皆さんの意見にもあったように、やはり理事者から説明を聞いていても分からない、押し流されてしまう、我々に水質なんていうものの調査能力はないし。そこから言うていくと、お願いしたいのは、勉強会というんですか、もう少し知識を得る、理事者から知識を得るんじゃなくて、水道水の、これは水道水の調査。わざわざ水という、水道水としたわけで、この辺の、勉強するというんですか、知識を得る場というのを私はお願いしておきたいというふうに思います。

杉本委員長 なるほど。久しぶりになるほどと思ひましたね。ちょっとそれは前向きに考えさせてもらいたいと思ひます。

ほかにございませんか。

西井委員。

西井委員 実際いろんなことで、いろんな計画を出してくるのに、コンサルタントの使い方というのは、行政の方向性というのは、確かに、この場で言うていいのかどうか、あると思ひます。特にこの問題が出てきたのは、やっぱり市民も含めて、水道水というのは生活していく中で一番住民の健康に問題やと。そやから、それを、何か計画的な答えを出して、しっかりやっていますとかいう問題じゃなく、やはり、その話が出てきたことに議会としてもかんだ中で、やはり、何かモデル化したやつを、つくったやつを読み上げて、それで終わりやというんじゃなく、やはり水道水については、市民が健康で、安心できる水を供給するねということをしちっと議会もかむような形でやってもらいたいなと。

なおかつ、一般的にコンサルタントを使うというのは、確かに事業推進が早いという問題があるわけですね。そやから、それと、昔からの流れで、各省庁との結びつきの中で補助金とかいろんな問題もあるよって使うという問題もあるねけど、ただ、水道水については、計画

的なものを、出てきたやつをそのまま認めるというような、今まで、ここしばらくの流れで見えておらないような。だから、水道水の県の合併の話でも、多分、その当時いろんな資料を出していたときは、職員としては、合併したほうが楽やなという考え方があったんじゃないかなと。そやから、シミュレーションで、何年後に上がるというのが、非常に合併したほうがええような形のシミュレーションが出ていたと。その辺は、疑ったら悪いけども、疑った形の中で、当委員会は、やっぱり市民の安全というのを一番皆さん方が考えているから、疑った中での確な。その出てきた資料も含めて、その指導の中で頑張ってもらわなあかと。読んだら終わりやというのじゃない。そういう形をつくっていくために議会、当委員会で頑張ってもらいたいなと思っております。その都度、出てきたやつをきちっと指導しながらやっていくべきやと思います。

以上です。

杉本委員長 了解です。

ほかにございませんか。

松林委員。

松林委員 令和7年か令和8年の水道ビジョン策定に向けてということで、方向性が決まったもの、方向性がある程度決まっているものについてはしっかりと報告していただいて、それがもし実現できるのか。できないのであれば、これは具合が悪いので、しっかりとやっぱりこの委員会で追及できるようにまた委員長のほうからも取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

杉本委員長 了解です。

ほかに。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようでしたら、調査案件(1)今後の課題については以上といたします。

本日の調査案件は以上であります。

ここで、委員外議員からの発言の申出があれば許可いたします。

柴田議員。

(柴田議員の発言あり)

杉本委員長 任せてくださいということですね。

ほかにありませんか。

横井議員。

(横井議員の発言あり)

杉本委員長 委員外議員の発言を終結いたします。

皆さん、ありがとうございました。だいぶ課題とやっていくことが見えたと思います。もうちょっと早くやりたかったんですけども、これぐらいになってしまって。ここからはちょっと理事者に投げまして、理事者の返答があり次第、委員会をやって、そのときに今日のよような活発な意見、また、もっと浮き彫りになってくる問題も出てくると思いますので、そのときはよろしく願いいたします。

本日の上げていただいた意見に関しては、副委員長と相談して、優先順位とスケジュール

と考えてやっていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

これをもって葛城市の水道水に関する調査特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後2時46分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

葛城市の水道水に関する調査特別委員会委員長

杉本 訓規